

消費者教育の推進に関する法律の概要

資料2-4
参考4

		国と地方の責務と実施事項	
		国	地方公共団体
目的(第1条)		責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動 (消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)		財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
『消費者市民社会』		基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
基本理念(第3条)		消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に意見 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に意見 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
体系的推進・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮		義務付け(国・地方)	努力義務(国および地方)
効果的推進	・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力			
事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)			

※施行日:平成24年12月13日(公布日:平成24年8月22日)

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

平成25年6月28日閣議決定 概要 平成25年度～29年度の5年間

国・地方、多様な担い手の指針

○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)

○内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

○基本方針の方向=誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進

○手段=幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成担い手間の連携、情報共有の促進

I 消費者教育の推進の意義

経済社会の変化

- ・グローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化
- ・大量生産 大量消費 大量廃棄/大震災の経験⇒消費行動の課題

ルール整備、厳格な法執行、

- ・ルールを知り、被害を防ぐ消費者の努力
- ・持続可能な消費の実践、消費者の社会的役割の自覚

消費者支援・救済施策

- ・消費者の自立を支援
被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者の育成
- ・消費者市民社会の形成に寄与
よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消费者的育成

II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定

情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有

・対象領域



消費者市民社会の構築



商品等の安全

・各段階



消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施

若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、高等

学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む

・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

○国からの地方支援

財政支援、情報提供による支援

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者団体

地域における多様な主体間のネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)

○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進

連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

○基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

III 消費者教育の推進の内容

1 様々な場での推進

- ・学校(小・中・高校、大学・専門学校等)
- ・地域社会(地域、家庭)
- ・職域

2 人材(担い手)の育成・活用

- ・小・中・高校・大学等の教職員
- ・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
- ・事業者・事業者団体等
- ・消費者

3 資源等

- ・教材等の作成、活用
- ・調査研究
- ・情報収集・提供

行政各部局間、多様な担い手との連携

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

消費生活センターを拠点化

(消費者教育・人材育成)
←国民生活センターが支援

コーディネーターの育成・活用

多様な関係者のつなぎ役、
地域と学校のつなぎ役

効果的な情報提供方策の開発

～特に高齢者・障害者向け

モデル地区における先進的な実践

消費者市民社会概念の研究・普及
コーディネーターの育成 / 情報提供

消費者学習の国民的な運動

多様な実践を共有し、相互に連携・協働
できる場の提供
優れた活動を奨励
(消費者支援功労者表彰制度等)
消費者教育の日、週などの制定

IV 関連する他の消費者施策との連携

- 1 安全・安心の確保
- 2 自主的・合理的な選択の機会の確保
- 3 消費者意見の反映・透明性確保
- 4 苦情処理・紛争解決の促進

事故・トラブル情報の迅速的確かな分析、原因究明
⇒教材への反映

食品と放射能に関する理解増進
リスクコミュニケーションの強化



食品表示の理解増進

V 今後の消費者教育の計画的な推進

1 今後の推進方策

- ・各都道府県・市町村での推進の支援
- ・推進会議・小委員会での検討、施策への反映
- 専門委員・地域ごとの代表を任命

各府省庁で今後実施の施策を取りまとめ(25年内目途)

2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)

- ・基本方針の見直し=中間的に3年を目途に見直し
- ・達成度の検証

地方支援

推進会議の地方開催
推進計画策定、地域協議会設置に向け、事例集の作成・説明会等で情報提供

・消費者教育推進のための指標化

・すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

基本方針に掲げた「今後検討すべき課題」と小委員会

消費者市民育成小委員会

消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育・消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を検討する

- 消費者学習運動の展開策
- イメージマップに照らした不足領域の抽出とそれを補う教材等の作成
- イメージマップのバージョンアップ
- 実践事例と対応させた消費者市民社会概念の研究・普及
- モデル地区、先進的取組の研究方法
- 安全安心確保のための総合的体系的な安全教育
- 消費者教育の推進のための指標化

情報利用促進小委員会

多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的な収集、整理及び提供のあり方等に関する事項を検討する

- 高齢者・障害者見守りにおける効果的な情報提供方策等
- 消費者教育ポータルサイトの掲載基準等
- 効果的かつ確実な情報提供の仕組み
- 総合的な情報サイト
- 情報提供の実効性確保の方策

地域連携推進小委員会

多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用及びネットワーク化等に関する事項を検討する

- 消費者行政担当部局と、教育委員会を始めとした教育部局との連携方策
- 地域における各主体の連携・協働の方策
- 消費生活に関連する教育と消費者教育との有機的な連携方策
- 消費生活センターの消費者教育の拠点化の具体的方法
- 地域の各主体の連携・協働具体策
- コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等の方策
- 地域ごとの消費者教育推進会議の開催による国と地方の連携策

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		Ver.1.0
					特に若者	成人一般	
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
重点領域	消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
	商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	暮らしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会をつくろう
	生活の管理と契約	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう
	情報とメディア	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しようと約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう
	情報の収集・処理・発信能力	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計をしてみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを指して、生活設計・管理を実践しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの「なぜ」「どうして」を考えよう	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう

*本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。